

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's 広場

関連リンク

資料室


[HOME](#) | [資料室](#) | [労働組合](#) | [労働安全衛生](#) | [労働安全衛生法](#) 「労働災害防止計画」とは

労働組合

労働者福祉・共済

一般教養

組織活動

組織運営と法律

労働安全衛生

経営対策活動

教育・宣伝活動

労働時間をめぐる諸問題

教育活動

選挙活動

組合組織（公務員）

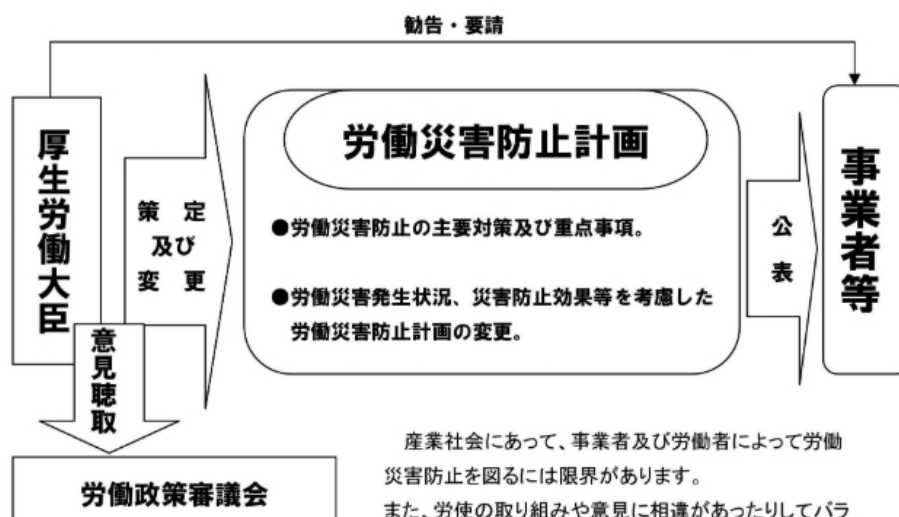
教育カリキュラム

[▶ キーワード検索はこちら](#)

労働安全衛生法 「労働災害防止計画」とは

安全衛生法 『労働災害防止計画』とは ④

安衛法は第二章第6条に「労働災害防止計画の策定」、第7条に「計画の変更」を、第8条に「計画の公表」そして第9条に「計画の勧告又は要請」を規定しています。



産業社会にあって、事業者及び労働者によって労働災害防止を図るには限界があります。

また、労使の取り組みや意見に相違があったりしてバラバラでは、災害防止に繋がりませし、安全衛生水準に大きな影響を及ぼすことになりかねません。このようなことから、政府（厚生労働大臣）が総合的・計画的な「労働災害防止計画」を策定し、事業者・労働者に提示し、一体となって推進していくになっています。

第6条（労働災害防止計画の策定） 厚生労働大臣は、労働政策審議会の意見をきいて、労働災害防止のための主要な対策に関する事項その他労働災害の防止に関し重要な事項を定めた計画（以下「労働災害防止計画」という。）を策定しなければならない。

第7条（計画の変更） 厚生労働大臣は、労働災害の発生状況、労働災害の防止に関する対策の効果等を考慮して必要があると認めるときは、労働政策審議会の意見をきいて、労働災害防止計画を変更しなければならない。

第8条（公表） 厚生労働大臣は、労働災害防止計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

第9条（計画の勧告又は要請） 厚生労働大臣は、労働災害防止計画の的確かつ円滑な実施のため必要があると認めるときは、事業者、事業者の団体その他の関係者に対し、労働災害の防止に関する事項について必要な勧告又は要請をすることができる。

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

Worker's Library 会員登録
お申し込みはこちらです。

[>>一覧へ戻る](#)

[▶ サイトマップ](#) [▶ このサイトについて](#) [▶ 個人情報保護の取組みについて](#)

[▶ ページTOPへ](#)

[TOP page](#)

[資料室](#)

[イベント情報](#)

[講師を探す](#)

[Worker's広場](#)

[関連リンク](#)

Worker's Library 静岡で働く人のための資料閲覧サイト
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE **【ワーカーズ・ライブラリー】**

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.